

# 主な出展規程

## 1・出展申込の受理・申込成立時期について

出展者が主催者の定める手続きを行い、出展申込み(本展ホームページの出展申込みシステムを利用)を主催者が受領した時点で出展申込の契約成立とします。ただし、出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合や、出展資格を有しないと主催者が判断した場合は出展をお断りすることがあります。

## 2・出展料金の請求と支払い方法

主催者が出展申込みの記載事項を確認した後、出展者に出席料金の請求書を送付します。これに基づき、出展者は、請求書発行日の翌月末までに出席料金を主催者指定の口座へ振込むものとします(お支払いは銀行振込みのみで、手形・小切手・直接現金でのお支払いは受付けておりません)。なお、出席料金を含め本展示会に関する全ての請求についての振込手数料は出展者が負担するものとします。

## 3・出展申込の取消(キャンセル)

- 出展申込みの取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更(出展小間数の一部キャンセルを含む)を行う場合には、その理由を明記した文書を主催者に提出し、承諾を得てください。
- 早期出展申込締切日の翌日(2025年12月20日)以降、やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料をお支払ください。なお、下表は主催者が出展者からの取消通知書面を受領した日を基準とします。

書面による取消通知を受領した日	出展取消料
2025年12月20日～2026年1月30日	出席料金の50%
2026年1月31日以降	出席料金の100%

- 出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直ちに支払うものとします。
- 主催者は、出展者が下記に該当する場合、出展者に対し、予告無しに出展を取消することができます。またその際、出展者は出席料金を主催者に支払うものとします。この場合、主催者は当該場所を適切な方法で使用することができるものとします。
  - 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(以下、総称として「反社会的勢力」)と判明したとき
  - 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合
  - その他、出展が著しく不相当と認められる場合
  - 請求書発行日の翌月末までに出席料金を完納しない場合
  - 事前申告なしに搬入日に小間の使用を開始しない場合
  - 出展規程および関連規程に記載の事項に違反し、主催者の催告によっても改善が認められない場合

## 4・小間位置の決定

- 小間の位置は、出展物の内容、出展ジャンル、出展実績、申込順位、会場全体の構成などを考慮して主催者が行い、後日通知します。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。
- 主催者は、消防法令上または出展者の展示効果向上のために小間図面を変更し、それに伴い小間を再配置することができます。その際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求はできないものとします。

## 5・小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

## 6・共同出展者の取り扱い

2社以上の会社が共同出展をする場合は、原則として1社が代表して申込みの申し込み、出席料などの各請求をはじめとする主催者からの全ての連絡は、申込者の実務担当者へのみ通知するものとします。なお、出展者は共同出展する社名などを申込時に主催者へ通知するものとします。通知のない場合は、社名等が掲載されない場合があります。

## 7・出展物および展示装飾に関する規制と撤去・搬出

- 小間内の出展物および装飾物等が、後日主催者より通知される期日以内に撤去・搬出されない場合は、出展者の費用負担で、主催者により撤去・搬出できるものとします。
- いかなる方法でも、近隣の小間の妨げとなる小間の造作はできないものとし、近隣小間の出展者から苦情がでた場合、主催者が展示会運営上の立場から小間装飾などの変更が必要と判断した場合は、当該小間の出展者はその変更へ同意するものとします。この場合に発生する費用は、出展者の負担とします。
- 医療器具、機械、医薬品ほか厚生労働省で許可されていない出展物について効果・効能をうたうことを禁止します。
- 主催者は展示会開催趣旨・目的などの観点から問題があると思われる出展物の展示や装飾に関して規制または撤去する権限を有するものとします。この場合、主催者は出展者に対して輸送・展示費用などの負担や出席料などの返金について一切の責任を負わないものとします。

## 8・出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど会場全体の管理・保全にあたりますが、出展物への天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じる出展物、備品への損失または損害についてその責任を負わないものとします。**出展物、備品の管理は出展者の責任の下、万全を期して行ってください。**

## 9・損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険へ加入するなど、十分な対策を講じてください。

## 10・展示会中止時の対応

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

- 会期変更の取り扱いについて：出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消することはできません。
- 出席料金の返金について：主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出席料から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出席料金の返金は行わないものとします。
- 不可抗力について：戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関する緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

展示会開催中止を決定した日	返金の割合
2026年1月30日まで	出席料金の100%
1月31日～2月28日	出席料金の80%
3月1日～4月12日	出席料金の70%
4月13日～14日(搬入・設営期間)	出席料金の50%
4月15日～16日(会期初日・2日目)	出席料金の30%
4月17日(会期最終日・搬出期間)以降	出席料金の0%

## 11・規程の遵守

出展者は本出展規程をはじめとする、主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ出展申込みをするものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を申し立てないこととします。また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

出展者は主催者が定める全ての規程を本展および出展者の利益保護のためのものと解釈し、その実行に協力するものとします。